

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案参照条文 目次

一	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）（抄）	1
二	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第百五十五号）（抄）	2
三	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）（抄）	2
四	沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）	2
五	国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）（抄）	3
六	総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）	4
七	民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）	5
八	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）（抄）	5
九	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）（抄）	5
十	空港整備特別会計法（昭和四十五年法律第二十五号）（抄）	6
十一	雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（抄）	6
十二	食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）（抄）	7
十三	不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）（抄）	8
十四	国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第百十五号）（抄）	8
十五	電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）（抄）	9
十六	日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）（抄）	9
十七	外国為替資金特別会計法（昭和二十六年法律第五十六号）（抄）	11
十八	交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三三号）（抄）	11
十九	国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）	13
二十	行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）（抄）	13
二十一	郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）	14
二十二	警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）	14
二十三	防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）（抄）	14
二十四	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）（抄）	14
二十五	公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）（抄）	15
二十六	地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）	15

二十七	国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）	15
二十八	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）	17
二十九	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（抄）	17

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案参照条文

一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

（中期目標）

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
- 二 五（略）
- 三（略）

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする

- 2・3（略）

（国会への報告等）

第六十条 特定独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員（国家公務員法第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を主務大臣に報告しなければならない。

2 政府は、毎年、国会に対し、特定独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。

二 農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）（抄）

第十八条の二 公庫は、第一条第二項に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める資金の貸付けの業務を行う。

一 三 （略）

四 食品若しくは飼料の製造、加工若しくは流通（以下「食品の製造等」という。）の事業を営む者又はこれらの者の組織する法人（これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつてゐるか又は基本財産の額の過半を拠出してゐる法人で食品の製造等の事業の振興を目的とするものを含む。）食品の製造等に必要な施設の改良、造成若しくは取得に必要な資金（当該施設が主務大臣の指定する事業の用に供されるものである場合には、当該施設の改良、造成又は取得に関連する当該事業に必要な資金を含む。）又は食品の製造等に関する高度な新技術の研究開発若しくは利用（これらのために特別に費用を支出して行うもの又は当該新技術の利用に関する権利を取得するものに限る。）に必要な資金であつて、主務大臣の指定するもの（前三号に定めるものを除く。）

2 4 （略）

三 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）（抄）

（業務の範囲）

第十九条 公庫は、第一条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 中小企業者に対する貸付け

二 中小企業者が新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下同じ。）の応募その他の方法による取得

三 八 （略）

2 5 （略）

四 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）

（沖縄振興計画の内容）

第四条 沖縄振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 沖縄の振興の基本方針に関する事項

- 二 産業の振興に関する事項
- 三 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定に関する事項
- 四 教育及び文化の振興に関する事項
- 五 福祉の増進及び医療の確保に関する事項
- 六 科学技術の振興に関する事項
- 七 情報通信の高度化に関する事項
- 八 国際協力及び国際交流の推進に関する事項
- 九 駐留軍用地跡地の利用に関する事項
- 十 離島の振興に関する事項
- 十一 環境の保全並びに防災及び国土の保全に関する事項
- 十二 社会資本の整備及び土地（公有水面を含む。）の利用に関する事項
- 十三 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興に関し必要な事項

2 (略)

3 沖縄振興計画は、平成十四年度を初年度として十箇年を目標として達成されるような内容のものでなければならない。

五 国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）（抄） （業務の範囲）

第二十三条 国際協力銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次のうち我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するためのもの（以下「国際金融等業務」という。）を行う。

- 一 設備の輸出等のために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る銀行等の貸付債権を譲り受け、又は当該資金に係る債務を保証すること。
- 二 重要物資の輸入等が確実かつ適時に行われるために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る銀行等の貸付債権を譲り受け、又は当該資金に係る債務を保証すること。
- 三 我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等が海外において行う事業に直接又は間接に充てられる資金（短期資金を除く。）を貸し付け、当該資金に係る銀行等の貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務を保証し、又は我が国の法人等が外国の法人等に対して当該資金に係る債務を保証した場合においてその保証債務を保証すること。
- 四 外国政府等、外国金融機関等若しくは国際通貨基金その他の国際機関に対して、その海外で行う事業若しくは当該外国の物資の輸入若しくは技術の受入れに必要な長期資金若しくは当該外国の国際収支の均衡若しくは通貨の安定を図るために必要な資金を貸し付け、当該資金に係

る銀行等の貸付債権を譲り受け、若しくは当該資金に係る債務を保証し、又は当該資金を調達するために当該外国政府等、外国金融機関等若しくは国際通貨基金その他の国際機関が発行する公債、社債若しくはこれに準ずる債券（以下「公債等」という。）を応募その他の方法により取得し、若しくは当該公債等に係る債務を保証すること。

五 外国の政府又は外国の居住者において当該外国の国際収支上の理由により輸入その他の対外取引を行うことが著しく困難であり、かつ、緊急の必要があると認められる場合において、国際通貨基金その他の国際機関又は当該外国以外の二以上の国の政府、政府機関若しくは銀行（以下「国際通貨基金等」という。）が当該外国の経済の発展を支援するための資金（以下「経済支援資金」という。）の供与を行うまでの間、当該外国の政府、政府機関又は銀行に対して、当該輸入その他の対外取引の円滑化を図るために必要な短期資金を貸し付けること。

六 我が国からの設備の輸出等により我が国の法人等に対して債務を有する者が、その者の居住国（その者が外国の政府であるときは、当該外国。以下この号において同じ。）の国際収支上の理由により当該債務を履行することが著しく困難である場合に、当該居住国の政府、政府機関又は銀行に対して当該債務の履行の円滑化を図るために必要な資金を貸し付けること。

七 海外で事業を行う者（専ら海外投資を目的とする我が国の法人等で当該事業を行う者に対し出資するものを含む。）に対して当該事業に必要な資金を出資し、又は当該出資を受けた者がその行う事業に必要な長期資金を借り入れる場合（我が国の法人等から借り入れる場合を除く。）において、当該長期資金に係る債務を保証し、若しくは当該長期資金に係る債務を保証した者（我が国の法人等を除く。）に対してその保証債務を保証すること。

八 前各号の業務に関連して必要な調査を行うこと。

九 第一号から第七号までの業務に附帯する業務を行うこと。

2 国際協力銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務（第一号及び第二号に規定する業務は、資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものに限る。以下「海外経済協力業務」という。）を行う。

一 開発途上地域の外国政府等その他の外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金又は当該地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付けること。

二 我が国又は開発途上地域の法人等その他の外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。

三 前二号の業務に関連して必要な調査を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

六 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）

(所掌事務)

第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十四 (略)

十五 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人(独立行政法人を除く。)の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行うこと。

十六 九十九 (略)

七 民法(明治二十九年法律第八十九号)(抄)

(公益法人の設立)

第三十四条 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。

八 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

一 補助金

二 負担金(国際条約に基づく分担金を除く。)

三 利子補給金

四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの
2 7 (略)

九 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)(抄)

(中期目標、中期計画、年度計画及び評価等)

第二十六条 事業団の助成業務については、独立行政法人通則法第二十九条、第三十条(第二項第六号を除く。)、第三十一条第一項及び第三十二条から第三十五条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十九条、第三十条第一項、第三項及び第四項、第三十一条第一項、第

三十三条並びに第三十五条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第二十九条第一項、第三十条第一項及び第五項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条第一項並びに第三十五条第一項及び第三項中「独立行政法人」とあり、並びに同法第二十九条第一項、第三十二条第三項並びに第三十五条第一項及び第三項中「当該独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同法第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十二条第一項、第三項及び第四項、第三十四条第一項並びに第三十五条第二項中「評価委員会」とあり、並びに同法第三十二条第五項中「当該評価委員会」とあるのは「文部科学省の独立行政法人評価委員会」と、同法第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条並びに第三十四条第一項中「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と読み替えるものとする。

十 空港整備特別会計法（昭和四十五年法律第二十五号）（抄）

附 則

11 政府は、当分の間、毎年度、空港の緊急な整備等に資するため、第三条第二項に規定する一般会計からの繰入金に、次の各号に掲げる額の合算額（当該年度の前前年度の航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額（以下「航空機燃料税の収入額の予算額」という。）が、同年度の航空機燃料税の収入額の決算額の十三分の十一に相当する金額（以下「航空機燃料税の収入額の決算額」という。）をこえるときは、第一号に掲げる額から当該こえる額を控除した額）に相当する額を含め、当該繰入金をするものとする。

- 一 当該年度の航空機燃料税の収入額の予算額
- 二 当該年度の前前年度の航空機燃料税の収入額の予算額が同年度の航空機燃料税の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額

十一 雇用保険法（昭和四十九年法律第一百十六号）（抄）

（国庫の負担）

第六十六条 国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付に要する費用の一部を負担する。

- 一 日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、当該求職者給付に要する費用の四分の一
 - 二 日雇労働求職者給付金については、当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一
 - 三 雇用継続給付については、当該雇用継続給付に要する費用の八分の一
- 2 前項第一号に掲げる求職者給付については、国庫は、毎会計年度において、支給した当該求職者給付の総額の四分の三に相当する額が徴収法

の規定により徴収した一般保険料の額を超える場合には、同号の規定にかかわらず、当該超過額について、同号の規定による国庫の負担額を加えて国庫の負担が当該会計年度において支給した当該求職者給付の総額の三分の一に相当する額に達する額までを負担する。

3 前項に規定する一般保険料の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じた額とする。

一 次に掲げる額の合計額（以下この条及び第六十八条第二項において「一般保険料徴収額」という。）

イ 徴収法の規定により徴収した徴収法第十二条第一項第一号に掲げる事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率（その率が徴収法第十二条第五項又は第七項の規定により変更されたときは、その変更された率。以下この条において同じ。）に應ずる部分の額（徴収法第十一条の二の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の額を同条の規定による額とすることとする場合には、当該一般保険料の額に徴収法第十二条第六項に規定する高年齢者免除額（徴収法第十二条第一項第一号に掲げる事業に係るものに限る。以下この号において同じ。）を加えた額のうち雇用保険率に應ずる部分の額から高年齢者免除額を減じた額）

ロ 徴収法第十二条第一項第三号に掲げる事業に係る一般保険料の額

二 徴収法の規定により徴収した印紙保険料の額に相当する額に厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める率を乗じて得た額

三 一般保険料徴収額から前号に掲げる額を減じた額に千分の三・五の率（徴収法第十二条第四項第三号に掲げる事業については、千分の五の率）を雇用保険率で除して得た率（第五項及び第六十八条第二項において「三事業率」という。）を乗じて得た額

4 徴収法第十二条第七項の規定により雇用保険率の変更されている場合においては、前項第三号中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

5 日雇労働求職者給付金については、国庫は、毎会計年度において第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、同号の規定による国庫の負担額から当該超過額に相当する額を減じた額（その額が当該会計年度において支給した日雇労働求職者給付金の総額の四分の一に相当する額を下回る場合には、その四分の一に相当する額）を負担する。

一 次に掲げる額を合計した額

イ 徴収法の規定により徴収した印紙保険料の額

ロ イの額に相当する額に第三項第二号に掲げる厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める率を乗じて得た額から、その額に三事業率を乗じて得た額を減じた額

二 支給した日雇労働求職者給付金の総額の三分の二に相当する額

6 国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

十二 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）（抄）
第十五条（略）

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 (略)

三 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 (略)

3～8 (略)

十三 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）（抄）

（地図等）

第十四条 登記所には、地図及び建物所在図を備え付けるものとする。

2～6 (略)

十四 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第一百五号）（抄）

（用語の定義）

第二条 (略)

2 この法律において「庁舎等」とは、行政財産のうち国の事務若しくは事業又は企業の用に供し、又は供するものと決定した庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（敷地となるべき土地を含む。以下同じ。）をいう。

3 (略)

（特定国有財産整備計画）

第五条 財務大臣は、庁舎等その他の施設の用に供する国有財産（特定国有財産整備特別会計以外の特別会計に所属するもの、公共用財産その他政令で定める国有財産を除く。）について、その使用の効率化及び配置の適正化を図るため、次に掲げる取得及び処分をすることが適当であると認めるときは、政令で定めるところにより、関係の各省各庁の長の意見をきいて、当該取得及び処分の基本的事項に関する計画（以下「特定国有財産整備計画」という。）を定めるものとする。

一 庁舎等とする目的をもつて政令で定める耐火構造の高層な建物若しくはその附帯施設又はこれらの敷地を取得し、これに伴つて不用となる庁舎等の処分（国の内部において有償で行なう所管換及び所属替を含む。以下同じ。）をするための当該国有財産の取得及び処分

二 庁舎等その他の施設で、市街地又はこれに隣接する地域に設置することが必ずしも必要でないと認められるものその他その位置、環境、規模又は形態等からみて他の用途に供することが適当であると認められるものの処分をし、これに代わる施設とする目的をもつて建物若しくは

その附帯施設若しくは工作物又はこれらの敷地（以下この号において「建物等」という。）を取得するための当該国有財産の取得及び処分（当該取得に係る建物等とあわせて取得することを必要とする他の施設の用に供する建物等の取得及びこれに伴つて不用となる建物等の処分を含む。）

十五 電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）（抄）

（課税目的及び課税物件）

第一条 原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図る等のための財政上の措置並びにこれらの発電施設の利用の促進及び安全の確保並びにこれらの発電施設による電気の供給の円滑化を図る等のための措置に要する費用に充てるため、一般電気事業者の販売電気には、この法律により、電源開発促進税を課する。

十六 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）（抄）

（国の無利子貸付け）

第二条 国は、当分の間、別に法律で定めるところにより、道路、公園その他の公共の用に供する施設を整備する事業その他の公共的な建設の事業及び官公庁施設の建設等の事業（以下この項、次条及び第七条において「公共的建設事業」という。）で、次に掲げるものに要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けることができる。

一 地方公共団体以外の者が国の直接又は間接の負担又は補助を受けずに実施する公共的建設事業のうち、当該公共的建設事業（これと密接に関連する他の事業を含む。）により生ずる収益をもつて当該公共的建設事業に要する費用を支弁することができるものと認められるもの

二 国の負担又は補助を受ける公共的建設事業のうち、民間投資の拡大又は地域における就業機会の増大に寄与すると認められる社会資本を整備するものであつて、緊急に実施する必要があるもの

2 （略）

第二条の二 国は、当分の間、次の各号に掲げる事業で、国が負担又は補助を行う必要があると認められるものうち、民間投資の拡大又は地域における就業機会の増大に寄与すると認められる社会資本を整備するものであつて、緊急に実施する必要がある公共的建設事業に要する費用に充てる資金の全部又は一部を、当該各号に定める者に対し、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

一 消防の用に供する施設を整備する事業 都道府県

二 公立の盲学校及び聾学校の幼稚部並びに幼稚園の施設を整備する事業 地方公共団体

三 ライフサイエンス（生命現象の解明及びその成果の応用に関する総合的科学技术をいう。以下この号において同じ。）に関する研究開発、

ライフサイエンスに関する研究開発に係る情報の収集及び解析並びにこれらの成果の普及及び活用の促進を行うための施設を整備する事業
地方公共団体

四 農林畜水産物及び食品の流通の増進及び改善のための施設を整備する事業 地方公共団体

五 食品循環資源（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第二条第三項の食品循環資源をいう。）の有効な利用を確保するための施設を整備する事業 地方公共団体

六 農林漁業の生産力の維持増進のための施設並びに農用地及び漁場を整備する事業 都道府県

七 地勢等の地理的条件が悪く経済的社会的諸条件が不利な地域における良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事業 都道府県

八 都市と農山漁村との間の交流の促進に資する施設の整備に関する事業 都道府県

九 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業その他の事業を計画に基づき総合的に行う事業 地方公共団体

十 相当規模の住宅の敷地の整備、住宅地の造成又は住宅の建設と公共の用に供する施設の整備を一体的に行う事業及びこれに付随する事業
地方公共団体又は地方住宅供給公社

十一 鉄道の技術の高度化に資する研究開発を行うための施設を整備する事業 鉄道の技術に関する試験研究等を行うことにより鉄道事業の健全な発達に寄与することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人

十二 自然環境の保護又は健全な利用のための施設（都道府県が執行する自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第六号に規定する公園事業に該当するものを除く。）を整備する事業 地方公共団体

十三 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第二項に規定する温室効果ガスの排出の抑制等に資する技術を用いた住宅その他の施設の普及の促進のための施設を整備する事業 地方公共団体

2・3 （略）

第三条 国は、当分の間、国民経済の基盤の充実に資する施設の整備を民間事業者の能力を活用して促進することを目的とする法律に基づき当該施設を整備する事業その他の政令で定める事業のうち、地方公共団体（その出資され、又は拠出された金額の全部が地方公共団体により出資され、又は拠出されている法人を含む。）の出資又は拠出に係る法人が行う事業でこれらの事業により整備される施設がその周辺の相当程度広範囲の地域に対して適切な経済的効果を及ぼすと認められるもの（次項において「特定事業」という。）に係る資金について、日本政策投資銀行及び沖縄振興開発金融公庫（以下この条、第六条、第七条及び附則第三条において「日本政策投資銀行等」という。）が行う無利子の貸付けに要する資金の財源に充てるため、日本政策投資銀行等に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができる。

2 国は、当分の間、特定事業に準ずるものとして政令で定める事業に係る資金について、日本政策投資銀行等が行う貸付けに要する資金の財源の一部に充てるため、日本政策投資銀行等に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができる。

3・4 （略）

附 則

(国の無利子貸付けの特例)

第三条 国は、平成十八年三月三十一日までを限り、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第四項に規定する選定事業に要する費用のうち、民間投資の拡大又は地域における就業機会の増大に寄与すると認められる公共施設等(同条第一項に規定する公共施設等をいう。)の建設に要する費用に充てる資金について、日本政策投資銀行等が行う無利子の貸付けに要する資金の財源に充てるため、日本政策投資銀行等に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができる。

2(4) (略)

十七 外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)(抄)

(設置)

第一条 政府の行う外国為替等(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項に規定する対外支払手段及び外貨証券並びに外貨債権(外国において又は外貨をもつて支払を受けることができる債権(同項第十三号に規定する債権をいう。)をいう。以下同じ。))並びに特別引出権(国際通貨基金協定第十五条に規定する特別引出権をいう。以下同じ。))並びに対外支払の決済上必要な金銀地金をいう。以下同じ。))の売買(国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第九十一号)第十七条の規定による取引を含む。以下同じ。))及びこれに伴う取引(国際通貨基金とのその他の取引を含む。))を円滑にするために外国為替資金を置き、その運営に関する経理を一般会計と区分して特別に行うため、特別会計を設置する。

(決算上の剰余の処理)

第十三条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上、当該年度における第七条第一項の規定による利益の組入金、外国為替資金の運営に基づく収益金、前条の規定による一般会計からの繰入金、積立金から生ずる収入及び附属雑収入の収納済額の合計額(以下「収納済額の合計額」という。))から当該年度における事務取扱費、事務委託費、外国為替資金の運営に要する経費、一時借入金、借入金、融通証券及び基金通貨代用証券の利子、融通証券及び基金通貨代用証券の発行及び償還に関する経費、第七条第一項の規定による損失の補てん金並びに附属諸費の支出額と当該年度における第二十二条第一項の規定による歳出金の翌年度への繰越額との合計額(以下「支出済額等の合計額」という。))を控除して剰余があるときは、予算の定めるところにより一般会計の歳入に繰り入れる金額を除く外、これをこの会計の積立金として積み立てるものとする。

十八 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第三百三号)(抄)

附 則

(交付税及び譲与税配付金勘定における借入金)

第五条 交付税及び譲与税配付金勘定においては、平成十七年度から平成三十八年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、平成十七年度にあつては五十一兆七千三百四十五億二千八百九十八万七千円(以下「平成十七年度分の借入金限度額」という。)、平成十八年度にあつては平成十七年度分の借入金限度額から七百九十八億七千五百万円を控除した額(以下「平成十八年度分の借入金限度額」という。)、平成十九年度から平成三十八年度までの各年度にあつては平成十八年度分の借入金限度額から次の表の年度の欄に掲げる当該年度までの各年度に必ず同表の控除額の欄に定める額(同表の控除額の欄の第一欄から第四欄までに定める金額の合算額をいう。)を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、同勘定の負担において借入金を行うことができる。

年度	控 除 額		
	地方交付税法附則第四条第一項第七号の額に相当する借入金限度額に係るもの	地方交付税法附則第四条第一項第八号の額に相当する借入金限度額に係るもの	地方交付税法附則第四条第一項第九号の額に相当する借入金限度額に係るもの
平成十九年度	一兆二千五百六十九億円	二千三百九十一億円	二兆三千二百八十一億円
平成二十年度	一兆三千四百五十五億円	二千九百五十七億円	二兆七千一百一億円
平成二十一年度	一兆五千三百五十一億円	三千七百四十九億円	三兆六千一百一億六千万円
平成二十二年度	一兆七千四百九十三億六千七百五十万円	四千六百五十一億二千万円	三兆六千二百二十二億四千万円
平成二十三年度	六千五十七億円	三千百五十八億円	二兆九千三百五十二億五千万円
平成二十四年度	七千六百五十七億円	三千五百七十三億円	二兆九千六百六億円
平成二十五年度	七千六百十五億円	三千九百三十二億円	二兆九千六百六億円
平成二十六年	八千三百七十六億円	四千三百二十四億円	三兆二百七十九億九千万円
平成二十七年	九千二百十六億円	四千七百五十三億円	二兆九千六百六億円
平成二十八年	一兆百三十五億三千五百七十九万円	五千二百二十九億二千九百万円	二兆三千三百三十五億七千九百万円
平成二十九年	七千五百九十三億三千三百五十万円	四千四百二十一億八千八百万円	一兆七千六百五億四千二百四十万八千円
平成三十年	五千百九十八億円	三千五百十七億四千万円	一兆三千九百七十七億二千五百五十万円
平成三十一年	四千二百八十八億円	二千五百八十六億三千四百万円	一兆一千二百三十六億四千万円

平成三十二年度	三千百四十四億円		
平成三十三年度	千七百二十八億五千万円		
平成三十四年度		千四百七十四億六千五百万円	
平成三十五年度		二百三十億円	
平成三十六年度			七千八百九十三億六千五百万円
平成三十七年度			五千二十五億円
平成三十八年度			二千三百二十三億円
			二千四百二十八億円
			三千七百三十七億円
			三千九百五億円
			四千八十億二千万円

2) 4 (略)

十九 国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）（抄）

（定義）

第二条 (略)

2) 4 (略)

5 この法律において「中期目標」とは、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）が達成すべき業務運営に
関する目標であつて、第三十条第一項の規定により文部科学大臣が定めるものをいう。

6) 8 (略)

二十 行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）（抄）

（定員の総数の最高限度）

第一条 内閣の機関（内閣官房及び内閣法制局をいう。以下同じ。）内閣府及び各省の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に
充てるべき常勤の職員の定員の総数の最高限度は、三十三万九千九百八十四人とする。

（内閣府、各省等の定員）

第二条 内閣の機関、内閣府及び各省の前条第一項の定員は、それぞれ政令で定める。

第三条 第一条第二項第四号に掲げる職員の定員は、政令で定める。

二十一 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

（公社の解散及び業務等の承継）

第六十六条 公社は、この法律の施行の時に於いて解散するものとし、承継会社等は、その時に於いて、第六十三条第三項の認可を受けた実施計画（同条第四項の認可があつたときは、変更後の実施計画。以下「承継計画」という。）において定めるところに従い、承継計画において定められた業務等を公社から承継する。（公社の解散及び新会社の設立）

二十二 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（抄）

（職員の定員）

第五十七条 地方警務官の定員は、都道府県警察を通じて、政令で定め、その都道府県警察ごとの階級別定員は、内閣府令で定める。

2 地方警察職員の定員（警察官については、階級別定員を含む。）は、条例で定める。この場合において、警察官の定員については、政令で定める基準に従わなければならない。

二十三 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（抄）

（防衛庁の所掌事務）

第五条 防衛庁の所掌事務は、次のとおりとする。

一 十二（略）

十三 所掌事務に係る装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（以下「装備品等」という。）の調達、補給及び管理並びに役務の調達に関すること。

十四 三十三（略）

二十四 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。

2 この法律において「特殊教育諸学校」とは、学校教育法に規定する盲学校、聾学校又は養護学校で小学部又は中学部を置くものをいう。

3 この法律において「教職員」とは、校長及び教頭（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長及び教頭とし、特殊教育諸学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する特殊教育諸学校の校長及び教頭とする。）、「教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。）並びに事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として政令で定める者をいう。以下同じ。）」（それぞれ常勤の者に限る。第十七条を除き、以下同じ。）をいう。

二十五 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第八十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、「教職員」とは、校長（中等教育学校の校長を除き、特殊教育諸学校の高等部にあつては、当該部のみを置く特殊教育諸学校の校長とする。以下同じ。）、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員及び事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十二条第一項に規定する吏員に相当する者をいう。以下同じ。）（それぞれ常勤の者に限る。第二十三条を除き、以下同じ。）をいう。

2）4（略）

二十六 地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）（抄）

（役員の兼職禁止）

第五十五条 特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人（以下「一般地方独立行政法人」という。）の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（名称の特例）

第六十八条 一般地方独立行政法人で第二十一条第二号に掲げる業務を行うもの（以下この章において「公立大学法人」という。）は、第四条第一項の規定にかかわらず、その名称中に、地方独立行政法人という文字に代えて、公立大学法人という文字を用いなければならない。

2（略）

二十七 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）

(この法律の趣旨)

第一条 国有財産の取得、維持、保存及び運用（以下管理という。）並びに処分については、他の法律に特別の定のある場合を除く外、この法律の定めるところによる。

(国有財産の範囲)

第二条 この法律において国有財産とは、国の負担において国有となつた財産又は法令の規定により、若しくは寄附により国有となつた財産であつて次に掲げるものをいう。

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 六 株式、新株予約権、社債（特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債、信託の受益権及びこれらに準ずるもの並びに出資による権利（国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。）

2 前項第六号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債
- 二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債
- 三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債
- 四 保険業法（平成七年法律第五五号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債
- 五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五五号）第二条第八項に規定する特定短期社債
- 六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

(国有財産の分類及び種類)

第三条 国有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

2 行政財産とは、次に掲げる種類の財産をいう。

- 一 (略)
 - 二 公共用財産 国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの
- 三・四 (略)

二十八 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特定資産」とは、資産の流動化に係る業務として、特定目的会社が取得した資産又は受託信託会社等が取得した資産をいう。

2 この法律において「資産の流動化」とは、一連の行為として、特定目的会社が資産対応証券の発行若しくは特定目的借入れにより得られる金銭をもって資産を取得し、又は信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社をいう。以下同じ。）若しくは信託業務を営む銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。）その他の金融機関が資産の信託を受けて受益証券を発行し、これらの資産の管理及び処分により得られる金銭をもって、次の各号に掲げる資産対応証券、特定目的借入れ及び受益証券に係る債務又は出資について当該各号に定める行為を行うことをいう。

- 一 特定社債、特定約束手形若しくは特定目的借入れ又は受益証券 その債務の履行
- 二 優先出資 利益の配当及び消却のための取得又は残余財産の分配

3 18 （略）

二十九 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（抄）

（政策評価の在り方）

第三条 行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果（当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。）を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。

2 前項の規定に基づく評価（以下「政策評価」という。）は、その客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、次に掲げるところにより、行われなければならない。

- 一 政策効果は、政策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握すること。
- 二 政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図ること。

